

# 一宮市賃上げ促進支援金管理運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的・趣旨

昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追いついていないことを踏まえ、市内の中小企業等の賃上げの加速化を図り、経済の好循環につなげていくため、一宮市賃上げ促進支援金を支給する中小企業等支援事業において、当該事業の管理運営業務を委託するにあたり、その受託者を選定するための公募型プロポーザルを以下に基づき実施する。

## 2. 委託事業の概要

- (1) 業務名：一宮市賃上げ促進支援金管理運営業務
- (2) 業務内容：別途提示する仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から 2028 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託料 50,000 千円以内(消費税及び地方消費税含む)
  - ※ 提案を受けた委託料とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定する。
  - ※ 申請件数が想定(2,500件)を大幅に超過した場合、市は、委託料の見直しについて協議に応じる場合がある。
  - ※ この事業で必要となる支援金原資 600,000 千円〔不課税〕を別途資金として交付する。なお、この資金は分割で交付する。

## 3. 本プロポーザルへの応募資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 一宮市に事業所(本社又は支社等)を有していること。
- (2) 仕様書に基づく業務を遂行するに十分な能力及び実績を有していること。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (4) 次に掲げる条件のすべてに該当すること。
  - ・ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - ・ 本プロポーザル実施に係る募集開始日から実施要領に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、一宮市競争入札参加資格の停止期間中でないものであること。
  - ・ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 条)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続き開始、又は民事再生法に基

づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

- ・ 企画提案書の提出期限の日までに納期が到来する一宮市税を滞納していない者であること。
- ・ 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア)役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）

が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である者

(イ)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ)役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること

#### 4. 募集方法

一宮市公式ウェブサイトにも公募型プロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

#### 5. 質問の提出及び回答

プロポーザル実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

2026年4月10日（金）17時まで

(2) 提出方法

専用サイトから送信

<https://logoform.jp/form/Z3LR/1457883>

(3) 質問事項の回答

一宮市公式ウェブサイトにも回答を掲載する。

(4) 説明会は開催しない。



(5) その他

以下の質問については、受け付けない。回答も掲載しない。

(ア) 審査基準の配点に関する質問

(イ) 他の応募者に関する質問

(ウ) 審査員に関する質問

(エ) その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

6. 参加申込及び企画提案書等の提出

(1) 提出期限：プロポーザル参加申込：2026年4月17日（金）17時まで

(2) 応募方法：専用サイトから添付書類を添えて申し込むこと

(<https://logoform.jp/form/Z3LR/1457334>)より申込



提出書類	規格
①企画提案書(別紙 審査基準に沿って作成すること) ・業務実施体制 ・業務実施スケジュール ・経費の概算見積書 ・業務を実施する際の工夫等	A4、PDF、10M以内
②参考資料（組織概要、過去の実績等）	A4、PDF、5M以内
③応募資格等確認用書類 ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【3か月以内に取得したもの】 ・一宮市税の未納の無い証明書 ・過去3年分の財務資料(貸借対照表、損益計算書など) ・定款・約款 ・あいち電子申請システムの登録画面のコピー(登録者のみ)	PDF

(3) 留意事項：①一提案者（法人）が複数の企画提案をすることは認めない。

②本審査に係る経費は全て提案者の負担とする

③提出された書類(Data)は、一切返却しない。

④本公募で知り得た内容については、無断で使用しないものとする。

⑤提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

⑥書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。

⑦(3)提出書類の①の「業務実施体制」については、再委託先がある場

合は、これを明確にし、その業務内容及び再委託金額を明記すること。

- (4) 参加辞退: プロポーザル参加申込書の提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、下記「10 問い合わせ先」まで電子メールにより 2026 年 4 月 30 日 (木) 17 時必着で申し出ること。

## 7. 審査方法

### (1) 選定方法

別紙 審査基準及び配点に従い、一宮市が設置する選定委員会において本企画提案公募の申込みがあった事業者から提出された企画提案書等に基づき書面審査を行い、総合的に最も優れた提案をした事業者を選定する（以下、選定されたものを「委託候補者」という。）。なお、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合がある。

※ プレゼンテーションは実施しない。

### (2) 審査基準

別紙 審査基準及び配点のとおり

### (3) 委託候補者の決定及び選考結果通知

- ① 審査において総合的に評価し、最も優れた者を特定する。
- ② 審査結果（書類選考結果含む）は各提案者に文書（メール）をもって通知する。

### (4) その他

決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じない。

## 8. 契約締結について

- (1) 市は、委託候補者と契約締結の協議（企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議を含む。）を行い、見積書を徴して契約を締結する。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

## 9. スケジュール

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| (1) 募集開始       | 2026 年 4 月 1 日 (水)       |
| (2) 質問書提出期限    | 2026 年 4 月 10 日 (金) 17 時 |
| (3) 参加申込書提出期限  | 2026 年 4 月 17 日 (金) 17 時 |
| (4) 参加辞退届提出期限  | 2026 年 4 月 30 日 (木) 17 時 |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 2026 年 4 月 30 日 (木) 17 時 |
| (6) 審査結果通知     | 2026 年 5 月 13 日 (水) 以降   |

(7) 業務委託契約締結

2026年5月15日(金)以降

## 10. 問い合わせ先

一宮市活力創造部産業振興課商工・労政・融資グループ

住所：〒491-8501 愛知県一宮市本町 2-5-6

電話：0586-28-8930（平日：午前9時から午後5時まで）

メールアドレス：[sangyo@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:sangyo@city.ichinomiya.lg.jp)